

令和 3 年度

長門市下水道事業会計補正予算書
(第1号)

令和3年度長門市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度長門市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
長門市東深川浄化センター等 包括的維持管理業務（第Ⅱ期）	令和4年度から 令和8年度まで	624,250千円

令和3年6月11日 提出

長門市長 江 原 達 也

予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

(本年分)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県 補助金	企業債	その他	損益勘定 留保資金
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
東深川浄化センター等包括的 維持管理業務（第Ⅱ期）	624,250	-	-	令和4年度から 令和8年度まで	624,250	-	-	-	624,250